

秋田県公報

目次	ページ
告示	
優良図書等の推奨(六〇・県民文化政策課).....	1
青少年に有害な図書類の指定(六一・県民文化政策課).....	1
青少年に有害な興行の指定(六二・県民文化政策課).....	2
道路区域の変更(六三丁六五・道路課).....	2
開発行為に関する工事の完了(六六・平鹿地域振興局建設部).....	4
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)八件.....	4
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	10
企業局公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(企業局総務課).....	11
その他	
平成十七年度行政書士試験の合格者(総務課).....	11

告示

秋田県告示第六十号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。
 平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺田 典城

七	推奨番号	ほんのすこしの勇気から	発行所	株式会社求龍堂	推奨理由	この本では難民問題を通じて思い
---	------	-------------	-----	---------	------	-----------------

やりの大切さや国際援助への理解を訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。

秋田県告示第六十一号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十八年一月二十日から施行する。
 平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺田 典城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇三七四	レディース・コミック微熱 2月号	セブン 新社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三七五	BE・BOY GOLD 2006 2月号	株式会社ヒプロス	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三七六	恋愛白書バステル 2月号	宙 出 版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三七七	Young Love Comic ya 1月号	宙 出 版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三七八	ザ♡愛の体験Best 2006 Vo 1 1 2	竹 書 房	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三七九	劇漫スペシャル 2006 2月号	竹 書 房	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三八〇	パソコンパラダイス 2月号	株式会社メディアックス	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三八一	裏モノ JAPAN 2月号	鉄 人 社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三八二	実話ナックルズ 2月号	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三八三	遊名人(YUMEIJIN)Vol. 7	有限会社アンチメディア	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第六十二号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十八年一月二十日から施行する。
 平成十八年一月二十日

映画

秋田県知事 寺田典城

指定番号	題 名	配 給 元	指 定 理 由
六四〇八	ルー・サロメ 善悪の彼岸 ノーカット版	彩 口	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四〇九	ホテル嬢 癒しの手ほどき	オーピー映画	
六四一〇	痴漢電車 挑発する淫ら尻	オーピー映画	
六四一一	巨乳な姉妹 谷間に吸いつけ	オーピー映画	
六四一二	痴女女医さん 男の壺飼育	新日本映像	
六四一三	脳内SEX 老人と欲求不満妻	新日本映像	
六四一四	喪服レスビアン 恥母と未亡人	新日本映像	
六四一五	べんり屋熟女 変態性癖24時	オーピー映画	
六四一六	ロリ色の誘惑 させたがり	新東宝映画	
六四一七	新日本映像ニュース 痴女女医さんの壺飼育	新日本映像	

道路の区域

道路の種類	旧 別 路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	横手大森大内線	横手市猪岡字水越一三二番地先から横手市大雄田根森字大戸川端一七四地先まで	七・〇〇～一七・〇〇	一・二二〇

六四一八	新日本映像ニュース 脳内SEX 老人と欲求不満妻	新日本映像	
六四一九	新日本映像ニュース 喪服レスビアン 恥母と未亡人	新日本映像	
六四二〇	ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日	新日本映像	
六四二二	不倫関係 微熱の肌さわり	オーピー映画	
六四二三	ダブル・プレイ 友だちの母さんと……	新東宝映画	
六四三三	新日本映像ニュース ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日	新日本映像	
六四三四	痴態エステ 舐めて交わる	オーピー映画	
六四三五	僕の妹 下着の甘い湿り	オーピー映画	
六四二六	若妻と熟年 指と言葉責め	新日本映像	
六四二七	盗撮サイト 情事に濡れた人妻	オーピー映画	
六四二八	新日本映像ニュース 若妻と熟年 指と言葉責め	新日本映像	

秋田県告示第六十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

県道	新	横手大森大内線	〃	一一・五〇～二四・〇〇	一・一二〇
----	---	---------	---	-------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年一月二十日から同年二月二日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六十四号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路					
新	旧	路	秋田北野田線	秋田市手形字十七流四一八番二地先から秋田市広面字板橋添三二〇番二地先まで	秋田市手形字十七流四一七番二から秋田市広面字板橋添三二四番まで	二〇・〇〇～二五・五〇	〇・五三〇
	新	路	秋田北野田線			三二・五〇～三七・五〇	〇・五三〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年一月二十日から同年二月二日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六十五号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路					
新	旧	路	金光寺能代線	山本郡山本町外岡字乗越一〇七番五から二二番一まで	〃	三・四〇～一四・〇〇	〇・二六〇
	新	路	金光寺能代線			七・四〇～三四・〇〇	〇・二六〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年一月二十日から同年二月二日まで

秋田県告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年一月二十六日付け指令平建 六百四 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横手市前郷字下三枚橋二百六十九番地
横手市長 五十嵐 忠 悦
- 二 開発区域(二工区)に含まれる地域の名称
横手市十文字町字上佐吉開三十七番一

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十七年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人元気企業創造機構
- 三 代表者の氏名
山 田 幸 男
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市山王五丁目七番二十八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内の中小企業に対して、企業活性化に関する事業を行い、元気企業創造に寄与することを目的とする。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
イ オンビームガン 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十八年三月二十四日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十八年一月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。
 - (四) 入札執行の日時及び場所
平成十八年二月三日(金) 午前十時三十分
 - (五) 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - (六) 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 四 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ブロードバンドLAN設備 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年二月二十八日（火）

(四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

(一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十日（金）から同月三十日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月三日（金）午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

エアライフル標的交換機 二十六台

二 エアライフル標的交換機

二十六台

三 エアライフル標的交換機

二十六台

四 エアライフル標的交換機

二十六台

五 エアライフル標的交換機

二十六台

- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年三月二十八日(火)
- (四) 納入場所
秋田県立総合射撃場
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十八年一月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十八年二月三日(金)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年一月二十日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
クリーンブース 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十八年三月二十四日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十八年一月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十八年二月三日(金)午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

FFTAナライザー 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月十日（金）

(四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十日（金）から同月三十日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月三日（金）午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
大判プリンター 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年二月二十八日(火)
- (四) 納入場所
秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十八年二月三日(金)午前十一時四十五分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他

(一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
電子捕獲型検出器付きキャピラリガスクロマトグラフ 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年三月二十九日(水)
- (四) 納入場所
秋田県衛生科学研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月六日(月)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一ページ当たりの単価契約とする。)

広報紙「県政だより あきた新時代」

年間十二回発行 一回当たり四十一万八千部

総ページ数 四千二百八千ページ

(二) 購入物品の仕様等

その他入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十九年二月二十七日(火)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月六日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は一ページ当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十八年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 五十台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十八年三月二十四日(金)
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
自動設計製図装置 一式 平成十八年二月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十七年七月一日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

(一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十八年二月三日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十日(金)から同年二月十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月十七日(金) 午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

企業局公告

(五) 契約書作成の要否 要
 (六) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 (七) その他
 詳細は、入札説明書による。
 七 概要
 Summary
 1 Nature and quantity of item to be purchased : 50 Personal Computers
 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 17 February, 2006
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年一月二十日

秋田県公営企業管理者職務代理者
 秋田県企業局長 大嶋 直樹

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 普通乗用車(クロスカウンタータイプ) 二台
 - (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 平成十八年三月二十日(月)
 - (四) 納入場所
 仕様書で指定する場所
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (三) 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
- (二) 秋田県企業局総務課総務班(電話〇一八 八六〇 五〇三二)
 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十八年二月一日(水)午後一時三十分
 秋田県庁第二庁舎三階 三十六会議室
- 五 入札保証金
 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号。以下「規程」という。)第五十八条から第六十一条までに規定するところによる。
- 六 その他
 (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 (二) 入札の無効
 規程第六十四条に規定するところによる。
 (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

そ の 他

平成十七年十月二十三日に実施した行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条

第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十七年度行政書士試験の結果、次の者が合格したので、公示する。

平成十八年一月二十日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内 祐 司

受験番号

- 九一〇〇二二
- 九一〇〇二六
- 九一〇〇四二
- 九一〇一五九
- 九一〇一六一
- 九一〇二〇三
- 九一〇二八四

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 FAX(863)〇〇〇五
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

